

戦没者などの遺族の皆さんへ

特別弔慰金の手続きはお済みですか？

戦没者などの遺族の皆様は、特別弔慰金を支給しています。

金（遺族国庫債券）の受給権を取得した人

② 戦没者などの子

③ 戦没者などと生計をともにしていた(I)父母、(II)孫、(III)祖父母、(IV)兄弟姉妹（婚姻、養子縁組により平成17年4月1日に氏が変わっている人は除かれます。）

特別弔慰金は、戦没者一人につき、額面40万円の国債で支給され、平成18年から27年までの10年間にわたって毎年4万円ずつ償還されます。

【支給の方法】

特別弔慰金を受けることができるのは、満州事変（昭和6年9月18日）以後の戦没者などの遺族ですが、平成17年4月1日現在で公務扶助手、遺族年金などを受けている遺族がいない場合に限られます。

【支給の対象者】

特別弔慰金は、主として次の遺族のうち、順序に従って最も順位が先の人一人に支給されます。

① 平成17年4月1日までに弔慰

市民福祉課に備えてあります。

請求書のほかにも戸籍抄本などが必要となっています。

【受付・問い合わせ先】

（大洲地区）
大洲市役所高齢福祉課

☎ 2111（内線 177）

（長浜地区）

長浜支所市民福祉課

☎ 1111（内線 22）

（脇川地区）

脇川支所市民福祉課

☎ 2340（内線 400）

（河辺地区）

河辺支所市民福祉課

☎ 2111（内線 151）

【請求の期限】

請求は平成20年3月31日までです。期限を過ぎると受給ができなくなりますので、お早めに申請手続きを行ってください。

【請求書】

市役所高齢福祉課および支所



【実施計画】

	実施地域	実施時期	申込締切
1	西部ニューギニア	8月24日～9月1日	7月5日
2	ボルネオ・マレー半島	9月12日～21日	7月25日
3	中国	9月25日～10月4日	8月5日
4	トラック・パラオ諸島	10月7日～14日	8月20日
5	東部ニューギニア	10月18日～26日	8月30日
6	ソロモン諸島	11月1日～9日	9月15日
7	フィリピン	11月14日～21日	9月20日
8	沖縄	11月24日～29日	9月30日
9	ミャンマー	11月29日～12月8日	10月10日
10	タイ	11月29日～12月6日	10月10日
11	マーシャル・ギルバート諸島	平成19年1月20日～28日	9月20日
12	台湾・バシー海峡	平成19年2月19日～25日	12月25日

戦没者遺児による慰霊友好

親善事業への参加募集

戦没者遺児に対する慰籍の一環として、戦没者の眠る地へ赴き、慰霊追悼を行うとともに、現地の方々との友好親善を深めることを目的とします。

【参加資格】

・慰霊を実施する地域で戦没した人の遺児

・政府主催による慰霊巡拝事業に参加したことのない人

【問い合わせ先】

（財）愛媛県遺族会事務局
☎ 089・924・8965

お知らせ

旧日本赤十字社救護看護婦 旧陸海軍従軍看護婦の皆様へ

請求期限
平成19年3月31日

請求書類

市役所高齢福祉課の窓口にご利用してあります。

問い合わせ先

総務省大臣官房管理室
☎ 03・5253・5182

先の大戦において、外地等(事変地の区域または戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦

の皆様(慰労給付金受給者は除く)に対して、そのご苦勞に報いるため内閣総理大臣の書状を贈呈しています。

税務署からのお知らせ

【所得税の予定納税(第一期分)について】

所得税の予定納税第一期分の納税をお忘れなく。

納期は7月1日から7月31日までです。

6月中旬頃に税務署から「**予定納税額の通知書**」が送付された方は、これに記載された第一期分の金額が納税する額になります。

予定納税の納期限



※掲載事項について、お分かりにならない点がありましたら、大洲税務署にお問い合わせください。
大洲税務署 ☎ 3115

○予定納税の減額の申請

次のような理由により平成18年6月30日現在の状況で、平成18年分の年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額が、税務署から通知されている予定納税基準額より少なくなると見込まれる場合は、**予定納税の減額**を申請することができます。

- 廃業や休業、失業のため、平成17年分より所得が減少すると見込まれるとき
- 業況不振などのため、平成17年分より明らかに所得が少なくなると見込まれるとき
- 地震、風水害、火災などの災害や盗難、横領によって財産に損害を受けたため、平成17年分より所得が減少したり、雑損控除が受けられると見込まれるとき

○減額申請の手続き

7月18日(火)までに「**予定納税の減額申請書**」を税務署に提出してください。

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金 利子補給金交付制度の利用について

愛媛県では、地域材を使用した木造住宅の建設や購入に対し積極的に支援を行っています。

【概要】

- 自らが居住するために、一戸建ての対象住宅を県内で新築・購入する人が、住宅主要部材に50%以上の地域材を利用し、住宅金融公庫または指定金融機関から融資を受ける場合に、最長で5年間利子補給が受けられる制度です。

【対象住宅】

- ・ 地域材を主要部材に50%以上使用する木造住宅
- ・ 在来工法または枠組壁工法で建設される木造住宅
- ・ 県内に事務所を有する施工業者により建設される木造住宅
- ・ 住宅部分の床面積が70㎡以上280㎡以下の木造住宅

【申込み】

- ・ 本制度のお申込みは、指定金融機関での資金申込みと同時にを行います。
- ・ 建売住宅では、建売事業者があらかじめ各種証明書等を準備しておく必要があります。

【その他】

「えひめ地域木造住宅基準」適合住宅には、利子補給の加算制度もあります。制度申込み以前に、地方局建設部または土木事務所における設計審査を受けてください。

【対象となる融資】

- ・ 住宅金融公庫及び指定金融機関の融資
- ※公庫証券化支援事業(「フラット35」)の融資は対象となりません。

【問い合わせ先】

愛媛県土木部建築住宅課
☎ 089・941・2779